

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 2 日

海上保安庁長官

宮澤 康一（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所

（２）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区 域

沖縄県沖縄本島及び宮古島周辺海域（別添付図のとおり）

（２）期 間

令和 8 年 10 月 8 日～令和 8 年 11 月 6 日

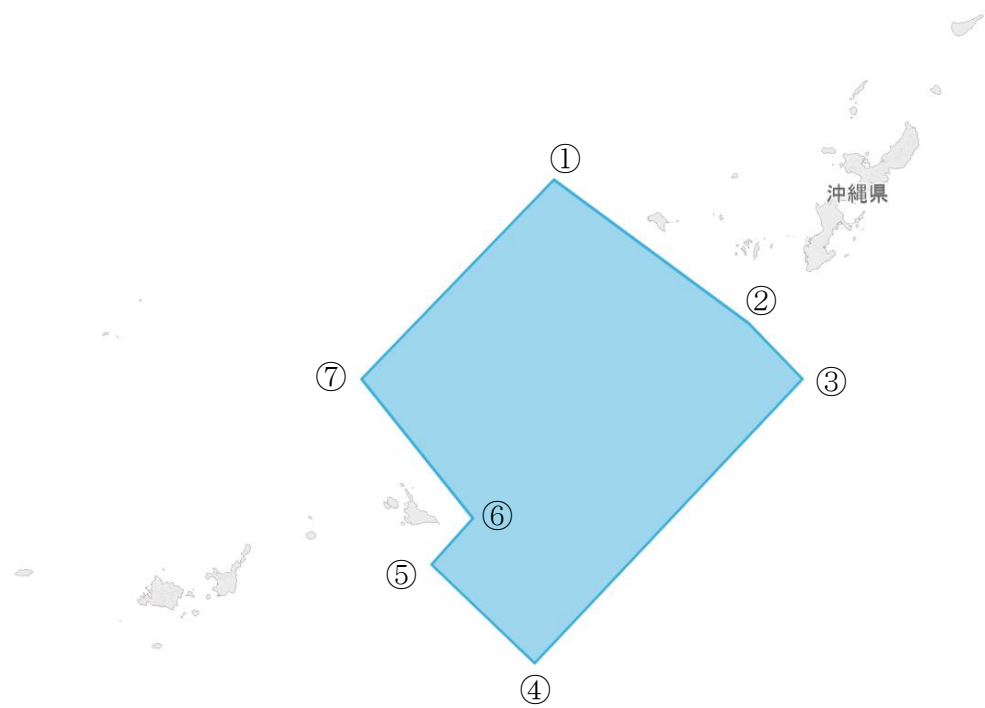
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深、音波探査、表層構造探査、磁気調査

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



※陸から 1.8 km 沖合までの海域及び米軍演習海域は含まない

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度			経度		
1	26 °	34 ′	00 ″	126 °	09 ′	00 ″
2	25 °	48 ′	00 ″	127 °	19 ′	00 ″
3	25 °	30 ′	00 ″	127 °	38 ′	00 ″
4	23 °	58 ′	00 ″	126 °	02 ′	00 ″
5	24 °	30 ′	00 ″	125 °	25 ′	00 ″
6	24 °	45 ′	00 ″	125 °	40 ′	00 ″
7	25 °	30 ′	00 ″	125 °	00 ′	00 ″